

国空予管第109号
国空技企第12号
平成22年4月19日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を
緩和する工事の試行について

国土交通省が発注する工事において一般競争入札方式及び工事希望型競争入札方式を実施する場合に、民間企業の技術力によるより一層の競争を促進させる観点から、「航空局における一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月12日付け国空予管第415号。以下「一般競争拡大通達」という。）記3④に定める「対象工事と同種の工事の施工実績」及び「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成18年7月13日付け国空予管第235号、国空建第36号。以下「工事希望型通達」という。）記4（1）①イに定める「同種又は類似の工事の施工実績」（以下「施工実績」という。）の取扱いについて、下記のとおり試行することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

一般競争拡大通達及び工事希望型通達に基づき実施する工事のうち、工事難易度が低いと支出負担行為担当官が認める工事において実施することとする。

2 試行内容

1の対象工事においては、競争参加資格の施工実績に係る要件において、工事量（工事規模）を求めないこととする。また、当該工事が「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年7月26日付け空経第719号、空建第133号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式における手続について」（平成17年6月3日付け国空予管第130号、国空建第24号）に基づき行われる工事である場合には、必要に応じて、標準ガイド第2Ⅲ2に定める評価項目として、入札者の施工実績における工事量（工事規模）を評価する項目を適切に設定するものとする。

附 則

この通知は、平成22年4月19日以降に入札手続を開始する工事から適用する。